

議案第48号

備前市瀬戸内市監査専門委員の共同設置について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定により次のように規約を定め、瀬戸内市と監査専門委員を共同設置することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年2月24日提出

備前市長 田原隆雄

備前市瀬戸内市監査専門委員共同設置規約

(共同設置する地方公共団体)

第1条 備前市及び瀬戸内市(以下「関係団体」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7第1項の規定により、共同して監査専門委員を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する監査専門委員の名称は、備前市瀬戸内市監査専門委員(以下「監査専門委員」という。)とする。

(監査専門委員の執務場所)

第3条 監査専門委員の執務場所は、次のとおりとする。

主たる執務場所 備前市東片上126番地 備前市役所内

従たる執務場所 瀬戸内市邑久町尾張300番地1 瀬戸内市役所内

(監査専門委員の選任方法)

第4条 監査専門委員は、主たる執務場所の存する市(以下「幹事市」という。)の代表監査委員が、関係団体の監査委員の意見を聴いて、これを選任する。

2 幹事市の代表監査委員は、前項の規定による選任をした場合は、速やかに、その旨を幹事市を除く関係団体の代表監査委員に通知しなければならない。

(負担金)

第5条 監査専門委員に関する関係団体の負担金(以下「負担金」という。)の額は、関係団体の長が協議して定める。

2 幹事市を除く関係団体は、負担金を幹事市に納付しなければならない。

3 負担金の納付時期については、関係団体の長が協議して定める。

(特定の市の監査に要する経費)

第6条 関係団体のうち、特定の団体が専ら当該団体のために監査専門委員をして、特定の監査を執行させる場合においては、当該団体は、これに要する経費を、負担金の額に加える。

(監査専門委員に関する予算)

第7条 監査専門委員に関する予算は、幹事市の一般会計予算に計上するものとする。

(監査専門委員に関する決算)

第8条 幹事市の長は、監査専門委員に関する決算を幹事市の議会の認定に付したときは、当該決算を、幹事市を除く関係団体の長に報告しなければならない。

(監査専門委員に関する関係団体の諸規程)

第9条 監査専門委員に関する条例、規則その他の規程については、関係団体は、これを相互に調整するよう努めなければならない。

(監査専門委員の身分取扱い)

第10条 監査専門委員は、幹事市の非常勤特別職の身分として取り扱う。

(補則)

第11条 この規約に定めるものを除くほか、監査専門委員の共同設置に関し必要な事項は、関係団体の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規約の施行のために必要な準備行為は、この規約の施行の日前においても行うことができる。